

**提案条例説明資料
並びに
条例議案新旧対照表**

**令和 7 年 3 月 25 日
浜田地区広域行政組合議会
定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 総務課

1	議案番号	議案第1号
2	題名	浜田地区広域行政組合行政不服審査会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)の施行(施行日:令和7年6月1日)により、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、所要の改正をするものです。
4	概要	改正内容 「懲役」を「拘禁刑」に改める。
5	施行期日等	1 施行期日 令和7年6月1日 2 経過措置 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

浜田地区広域行政組合行政不服審査会条例（平成28年条例第2号） 新旧対照表 （下線部分が改正箇所）	
現行	改正後（案）
(罰則) 第8条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 1・2 〔略〕 <u>【新設】</u>	(罰則) 第8条 第2条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。 附 則 1・2 〔略〕 <u>附 則（令和7年 月 日条例第1号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u> <u>（罰則の適用等に関する経過措置）</u> <u>2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</u>